

公布された条例のあらまし

佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第六〇号）

- 1 佐賀県職員の退職手当に関する条例の本則の規定により計算した額に乘じる調整率を一〇〇分の一〇四から一〇〇分の八七に引き下げることとした。

（附則第三〇項及び第三一項関係）

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成二五年一月一日から施行することとした。
- 4 調整率について、平成二五年一月一日から同年九月三日までの間においては一〇〇分の九八と、同年一〇月一日から平成二六年六月三日までの間においては一〇〇分の九二とする経過措置を定めることとした。